

ねりまのかんきょう=平成19年度報告=の発行にあたって

練馬区は、身近な地域の環境から地球環境までを視野に入れて、良好な環境を保全し、さらによりよい環境を創るための施策に力を注いでいます。

一昨年は練馬区環境基本条例を施行し、環境都市練馬区宣言を行いました。昨年は練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例を制定し、また環境基本計画2001-2010改定計画を策定したほか、これらに基づくさまざまな施策をさらに推進するなど、環境都市ねりまの実現に向けた努力を積み重ねてまいりました。

しかし残念なことに、最近は、地球温暖化の進行が実感されるような出来事が次々に起こり、環境の危機の高まりがだれの目にも明らかになってきました。より良い環境の創造とその継承のためには、区民・事業者の皆さまと力をあわせて、さまざまな取り組みをなお一層強力に進めていかなければならぬということを、あらためて強く認識しています。

このような取り組みを進める上で大切な基礎となるのが、環境情報の共有です。練馬区環境基本条例でも、環境情報の重要性に鑑み、その的確な提供を区に義務付けているところです。

区は、この条例に示された役割を果たすため、毎年、この「ねりまのかんきょう」を作成し、皆さま方にお届けしています。環境の現状や施策の実施状況をデータに基づいて説明するとともに、環境・公害に関する歴史や環境関係の法令・条例なども掲載し、区民や事業者の皆さまが環境への関心を深め、環境を守り育てる取り組みを進めるのに、役立つ資料とするよう心がけました。

この「ねりまのかんきょう」が多くの方に活用され、それぞれのエコライフを進める力になることを祈っております。

平成20年9月

練馬区長　志村　豊志郎



本冊子は、練馬区環境基本条例第16～18条に基づいて、調査の結果、環境の監視・測定の結果、環境の保全に関する施策の実施状況等について報告するものです。